

医療法人徳養会 虐待の防止のための指針

沼口訪問介護ステーション アミターユス

虐待防止に関する基本的考え方

沼口訪問介護ステーション アミターユス(以下、当事業所という)は、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持や人格を尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な行為を一切行わないこととする。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、地域福祉の増進に努めるものとする。

虐待の定義

この指針において「虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

1. 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

2. 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

3. 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4. 介護放棄(ネグレクト)利用者

を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

5. 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する担当者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

また、取り扱う事項によっては、身体拘束等適正化委員会その他委員会又は会議と一体的に開催する。

1. 虐待防止検討委員会

虐待防止検討委員会は、医療法人徳養会の医療・介護保険事業に関する各部署から委員を選出し、次に掲げる者で構成する。

委員長 理事長 沼口諭 （沼口医院 院長）

副委員長 事務局長 小川 京一、理事 沼口好江

委 員 医院外来看護師、訪問診療部、介護支援専門員、アミターバ相談員

訪問看護、訪問介護、宗教師部門より各 1 名選出

相談役 大村哲夫 上智大学グリーンケア研究所特任教授、臨床心理士

委員は、所属部署における虐待防止検討の責任者として管理者と協働し、虐待発生防止等に関する事項を行う。

委員の所属部署は、以下の通りである。

- ① 沼口医院、沼口医院外来看護師
- ② 訪問診療部
- ③ ケアサポート アミターユス（居宅介護支援事業所）
- ④ 沼口訪問看護ステーション アミターユス
- ⑤ 沼口訪問介護ステーション アミターユス
- ⑥ メディカルシェアハウス アミターバ（生活相談員）
- ⑦ 宗教師部門

2. 虐待防止検討委員会の開催

虐待防止検討委員会は、年 1 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

なお、虐待等が発生した場合は、臨時的に委員会を招集することができる。

3. 委員会の審議事項等

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速、かつ、適切に行われるための方法に関すること

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待対応責任者

利用者又はその家族、職員等が虐待通報を行いやすくするため、虐待受付の窓口担当者として、虐待対応責任者である管理者と各部署委員があたるものとする。

虐待対応責任者の主な責務は以下のとおりとする。

- ① 利用者または家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- ③ 関係機関や自治体等への通報及び相談

5. 虐待に対する職員の責務

- ① 一般家庭における虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待もしくは虐待が疑われると思われる利用者を発見した場合、速やかに虐待対応責任者に報告する。

虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- 1. 職員に対する虐待防止のための研修を、年 1 回以上開催し、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る
- 2. 職員の新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を行うこととする。
- 3. 研修の実施内容については、研修資料や出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1. 利用者、又は、その家族、職員等からの虐待もしくは虐待が疑われる通報が虐待対応責任者にあった場合は、本指針に基づき適切に対応する。
- 2. 虐待対応責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、必用に応じて虐待防止検討委員会を開催し対応策を協議する。
- 3. 緊急性の高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

1. 利用者又はその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、本指針に沿って適切に対応する。
2. 職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。
また、虐待対応責任者にその事実を報告すること。
3. 虐待対応責任者は虐待防止検討委員会に報告し、虐待の実態、経緯、背景等について話し合い、必用に応じて関係機関や自治体に報告し、その対応について相談すること。

成年後見制度の利用支援に関する事項

1. 虐待対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族等に啓発する。
2. 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。
3. 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

1. 苦情相談窓口を通じて虐待に係る相談があった場合は、速やかに管理者へ報告する。
2. 管理者は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払うこととする。
3. 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員へ周知する。
4. 管理者は誠意をもって相談者に対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

利用者等に対する当該方針の閲覧に関する事項

職員等が本指針を自由に閲覧できる場所に設置するとともに、当事業所のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族や関係者等が自由に閲覧をできるように配慮する。

その他虐待の防止の推進のために必要な事項

虐待の防止のための職員研修に定める研修の他、自治体や研修機関、関係する職能団体により提供される権利擁護、及び、虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図っていく。

記録の保管

虐待防止検討委員会の審議内容等、事務所内における虐待防止に関する諸記録は5年間保管する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。